令和８年（フ）第８１６号
北九州市小倉北区上富野４丁目14番24―201号、前住所北九州市小倉北区篠崎１丁目３番１号（三谷ビル203号）
債務者　大野　修一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２１１号
愛知県江南市東野町河戸25番地
債務者　フォーラムこと　武馬　宏樹
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２４５号
愛知県稲沢市祖父江町甲新田須賀北88番地３、住民票上の住所愛知県東海市名和町姥ケ懐13番地　コメコーポ201号
債務者　釼木　聖命
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２７２号
福岡県久留米市津福今町457番地２　スクエアガーデン605号、前住所福岡県久留米市東合川新町２番７－１号
債務者　今井　　雅
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２８１号
福岡県久留米市御井町2170番地３　サンハイツ村井Ａ棟104号、前住所福岡県久留米市高良内町2825番地１
債務者　洲崎　和則
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２８４号
福岡県久留米市野中町310番地１　エテルナエーカーズ102号
債務者　森安　紀宏
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２８５号
福岡県久留米市野中町310番地１　エテルナエーカーズ102号
債務者　森安　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第３０７号
群馬県前橋市広瀬町一丁目15番地11　ハイツフレンド広瀬ⅡＡ　２－Ｄ号
債務者　石井　伸也
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１５６８号
埼玉県川口市芝下１丁目９番８号　南マンション101号
債務者　斉藤　剛志
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６０１号
さいたま市北区日進町１丁目848番地９　シャトークロス201
債務者　茂木　優一
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６７６号
さいたま市岩槻区美園東１丁目15番地２　Ｂｒｅｚｚａ　101
債務者　新屋敷真奈（旧姓赤江）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７３６号
埼玉県川口市東川口２丁目７番６号　フラワーハイツ301号
債務者　成田　千宙
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７５３号
埼玉県川口市東領家４丁目１番21号　アークパル川口204号
債務者　山浦　敏郎
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４３４号
埼玉県越谷市東越谷３丁目15番地19　グランハイツＴＢ203、旧住所千葉県野田市尾崎台38番地の12
債務者　齋藤　昭次
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４５０号
相模原市南区相武台団地１丁目６番12―16号
債務者　中村　祥子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２５６号
愛知県一宮市赤見４丁目８番２号　ジュネス仲島Ⅱ102号
債務者　西田　　力
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２８１号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅２棟308号
債務者　中島ちはる
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部